

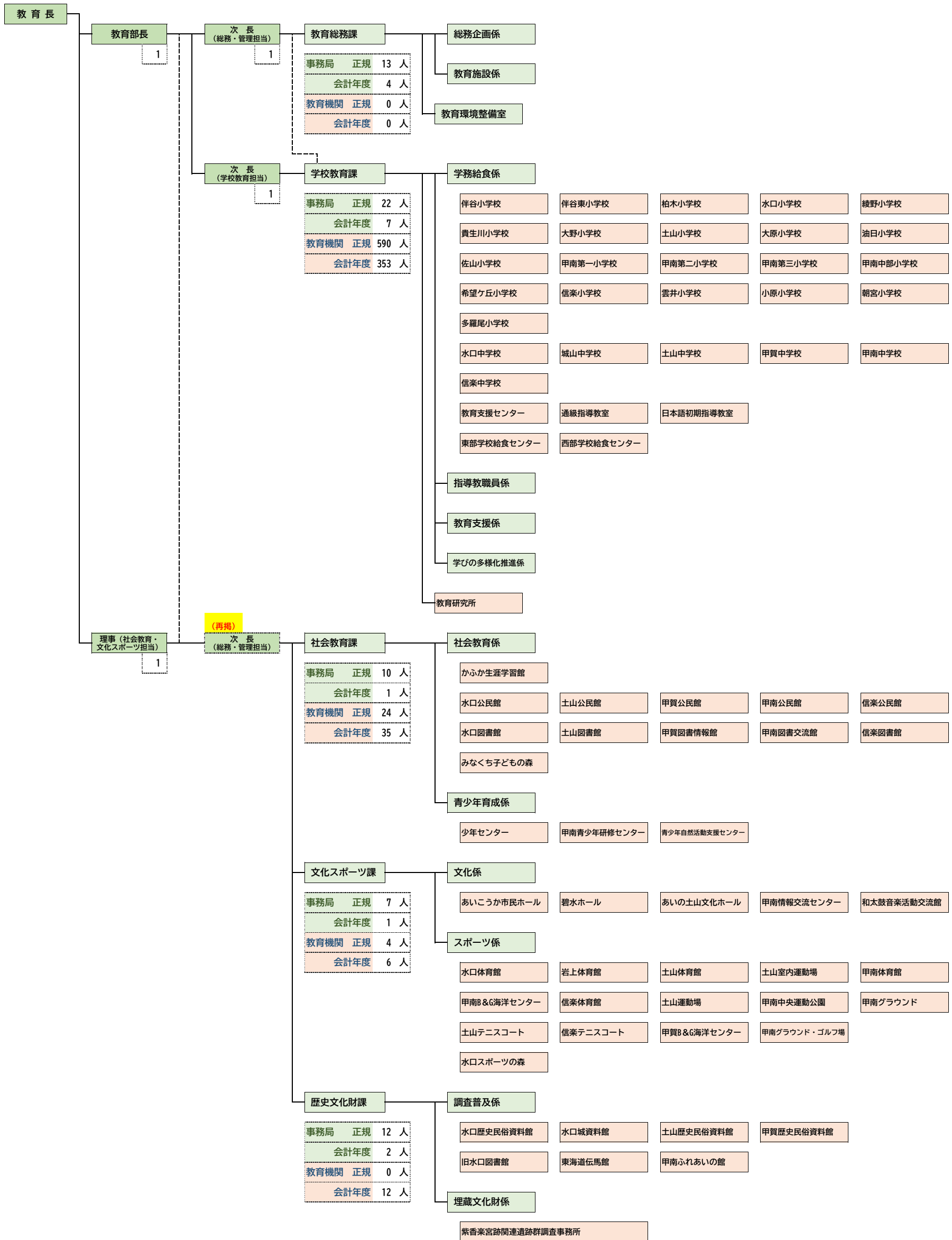
## 4 月 教育長 教育行政報告

令和 8 年

- 3 月 24 日 (火) 次世代へつなぐ 都市経営シンポジウム
- 25 日 (水) 佐山小学校児童教育向上のための寄附金受領
- 29 日 (日) 「児童家庭支援センター鹿深」開設記念イベント (オンライン配信)
- 31 日 (火) 臨時学校経営等協議会  
割愛教職員辞令交付式  
退職・市外転出教職員離任式  
教育委員会事務局全体終礼
- 4 月 1 日 (水) 教育長任命書交付式  
教育委員会事務局全体朝礼  
甲賀市定期人事異動に伴う辞令交付式  
部長会議  
第 1 回甲賀市行政改革推進本部会議  
第 1 回甲賀市税・料金等滞納特別対策推進本部会議  
新規採用教職員辞令交付式並びに転入教職員着任激励式
- 2 日 (木) 滋賀レイクスターズ協賛企業バスケットボール寄贈受領式
- 3 日 (金) 滋賀県教育委員会教育長及び関係各課挨拶
- 6 日 (月) 市内関係機関及び関係施設挨拶
- 7 日 (火) 甲賀農業協同組合より食育教材受領  
第 5 回甲賀市教育委員会委員協議会
- 8 日 (水) 市内関係機関及び関係施設挨拶
- 9 日 (木) 希望ヶ丘小学校入学式  
水口中学校入学式
- 10 日 (金) 第 1 回学校経営等協議会
- 11 日 (土) ハナココこどもクラブ開所式典
- 12 日 (日) SASAYURI FC SHIGA 2026 開幕戦
- 14 日 (火) 滋賀県教育行政重点施策説明会および滋賀県市町教育委員会委員研修会
- 15 日 (水) 第 1 回校務運営等協議会

4月21日（火） 第1回新任教頭研修  
第5回甲賀市教育委員会定例会

令和8年度 甲賀市教育委員会事務局 組織体制【令和8年4月1日 現在】



【事務局組織】

所属\組織区分	課	課内室	係
教育総務課	1	1	2
学校教育課	1	0	4
社会教育課	1	0	2
文化スポーツ課	1	0	2
歴史文化財課	1	0	2
合計	5	1	12

【配置人員】

(単位：人)

所属\職員区分	事務局			教育機関			合計		
	正規	会計年度	小計	正規	会計年度	小計	正規	会計年度	
部長・次長	4	0	4	0	0	0	4	0	4
教育総務課	13	4	17	0	0	0	13	4	17
学校教育課	22	7	29	590	353	943	612	360	972
社会教育課	10	1	11	24	35	59	34	36	70
文化スポーツ課	7	1	8	4	6	10	11	7	18
歴史文化財課	12	2	14	0	12	12	12	14	26
合計	68	15	83	618	406	1,024	686	421	1,107

【参考(R7.4.1)】

合計	5	2	16
----	---	---	----

合計	81	17	98	601	394	995	682	411	1,093
----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

## 議会の委任による専決処分について

## 1 補正予算案件

(1) 令和7年度甲賀市一般会計補正予算(第12号専決)

歳入 10,000千円 歳出 10,000千円

## 歳入

寄附金	寄附金(小中学校費寄附金)	10,000千円
	教育費寄附金	10,000千円

## 歳出

教育費	教育総務費(基金管理一般経費)	10,000千円
	教育振興費	10,000千円

議案第 4 5 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第3号

甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の解嘱について

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱（令和7年2月5日教育委員会告示第1号）第4条の規定に基づき、甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第3号別紙

甲賀市部活動地域展開検討協議会委員

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

(解嘱日：令和8年3月31日)

	氏名	委員の構成	備考
1	大林 真也	甲賀市PTA連絡協議会	
2	村地 昭彦	甲賀市立小学校長会	

○甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 一般財団法人甲賀市スポーツ協会
- （2） 甲賀市スポーツ推進委員会
- （3） 甲賀市スポーツ少年団
- （4） 甲賀市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- （5） 甲賀市文化協会連合会
- （6） 甲賀市PTA連絡協議会
- （7） 甲賀市立中学校長会
- （8） 甲賀市立小学校長会
- （9） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 4 6 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第8号

甲賀市学校運営協議会委員の委嘱について

甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱(令和7年2月5日教育委員会告示第1号)第3条の規定に基づき、甲賀市部活動地域展開検討協議会委員の別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第8号別紙

甲賀市部活動地域展開検討協議会委員

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	上田 勇児	甲賀市PTA連絡協議会	
2	近藤 秀幸	甲賀市立小学校長会	

○甲賀市部活動地域展開検討協議会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 一般財団法人甲賀市スポーツ協会
- （2） 甲賀市スポーツ推進委員会
- （3） 甲賀市スポーツ少年団
- （4） 甲賀市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- （5） 甲賀市文化協会連合会
- （6） 甲賀市PTA連絡協議会
- （7） 甲賀市立中学校長会
- （8） 甲賀市立小学校長会
- （9） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 47 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第4号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第4号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

(解任日：令和8年3月31日)

	氏名	委員の構成	備考
1	黄 載 順	小原小学校学校運営協議会	
2	藤井 照代	柏木小学校学校運営協議会	
3	山田 剛士	柏木小学校学校運営協議会	
4	増田 治樹	柏木小学校学校運営協議会	
5	藤丸 智樹	土山小学校学校運営協議会	
6	西村 文一	甲南第一小学校学校運営協議会	

(任期：令和7年12月22日から令和9年3月31日まで)

(解任日：令和8年3月31日)

	氏名	委員の構成	備考
1	ムンジオリ クリストファー	小原小学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 48 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第9号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	内田 英二	柏木小学校学校運営協議会	地域住民
2	早川 文子	柏木小学校学校運営協議会	地域住民
3	早川 由美	柏木小学校学校運営協議会	地域住民
4	松山 健一郎	土山小学校学校運営協議会	地域住民
5	曾山 智子	小原小学校学校運営協議会	地域住民
6	植西 章彦	小原小学校学校運営協議会	地域住民

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	笹岡 志津男	柏木小学校学校運営協議会	地域住民
2	山田 美知保	貴生川小学校学校運営協議会	地域住民
3	瀬古 和孝	油日小学校学校運営協議会	地域住民
4	松本 剛	油日小学校学校運営協議会	保護者
5	増田 信治	油日小学校学校運営協議会	地域住民
6	豊田 康盛	油日小学校学校運営協議会	地域住民
7	辻 昂一郎	油日小学校学校運営協議会	保護者
8	緩利 良人	油日小学校学校運営協議会	地域住民
9	黄瀬 まゆみ	油日小学校学校運営協議会	地域住民
10	杉本 明美	油日小学校学校運営協議会	地域住民
11	豊島 歩	油日小学校学校運営協議会	保護者
12	高本 美穂	油日小学校学校運営協議会	保護者
13	橋元 恵子	油日小学校学校運営協議会	対象学校の運営に資する活動を行う者
14	谷口 里美	土山中学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 49 号

臨時代理につき承認を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第10号

甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

甲賀市付属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第2条2項の規定に基づき、甲賀市教育支援委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市教育支援委員会委員

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	太田 志朗	医師	太田医院
2	森宗 孝夫	医師	紫香楽病院
3	橋本 泰志	学識経験を有する者	校長経験者
4	安井 洋子	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校
5	早川 和彦	関係教育機関の職員	甲賀市立水口小学校
6	松村 隆雅	関係教育機関の職員	甲賀市立伴谷小学校
7	西出 麻由美	関係教育機関の職員	甲賀市立柏木小学校
8	玉井 まゆみ	関係教育機関の職員	甲賀市立土山小学校
9	木村 幸一	関係教育機関の職員	甲賀市立佐山小学校
10	田村 昌子	関係教育機関の職員	甲賀市立甲南第三小学校
11	島田 悦子	関係教育機関の職員	甲賀市立朝宮小学校
12	北條 浩章	関係教育機関の職員	甲賀市立甲賀中学校
13	静永 賢瑞	関係教育機関の職員	明照保育園
14	菊田 津多江	関係教育機関の職員	ここのっす園
15	四谷 さおり	関係行政機関の職員	甲賀西保育園
16	西堀 悠里	関係教育機関の職員	県立三雲養護学校
17	鈴木 朋世	関係教育機関の職員	甲賀市立希望ヶ丘小学校 (通級指導教室担当)
18	福永 和也	関係行政機関の職員	甲賀市こども家庭センター

## 【参考資料】

### 甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

別表 (第2条関係)

#### 2 教育委員会の附属機関

甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
------------	--	---	-------	----

議案第 50 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立小中学校における学校薬剤師の委嘱の変更については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第11号

甲賀市立小中学校における学校薬剤師の委嘱の変更について

学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第2項の規定に基づき、甲賀市立小中学校の学校薬剤師に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第 1 1 号別紙

甲賀市立小中学校学校薬剤師

(任期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

	氏 名	委員の構成	備 考
変更前	松岡 茂	学校薬剤師	朝宮小学校
変更後	酒井 孝征	学校薬剤師	朝宮小学校

## 【参考資料】

### 学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 5 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第5号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市少年センター条例（平成17年条例第44号）第4条第4項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、臨時代理する。

令和8年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第5号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和7年10月1日から令和9年9月30日まで)

解嘱又は解任日：令和8年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	杉橋 学	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署
2	渡邊 満栄	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市更生保護女性会
3	吉嶋 幸子	関係教育機関の職員	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立甲南高等学校)
4	森下 睦子	関係行政機関の職員	甲賀公共職業安定所
5	山上 博之	関係行政機関の職員	教育委員会事務局学校教育課

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

平成17年6月24日

条例第44号

改正 平成25年12月18日条例第36号

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 5 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第12号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市少年センター条例（平成17年条例第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和7年10月1日から令和9年9月30日まで)

委嘱又は任命日：令和8年4月1日

	氏名	委員の構成	備考
1	大道 太	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀警察署
2	治武 道代	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市更生保護女性会
3	中島 秀徳	関係教育機関の職員	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立信楽高等学校)
4	濱崎 智	関係行政機関の職員	甲賀公共職業安定所
5	中井 佑輔	関係行政機関の職員	教育委員会事務局学校教育課

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

平成17年6月24日

条例第44号

改正 平成25年12月18日条例第36号

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 53 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

## 臨時代理第6号

### 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について

甲賀市附属機関設置条例（平成25年条例第35号）第2条第3項の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第6号別紙

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

解任日：令和8年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	桂 直美	関係行政機関の職員	こども政策部 保育幼稚園課

## 【参考資料】

### 甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表 (第2条関係)

#### 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員	35人以内	1年

		会が適当と認める者		
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

議案第 5 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第13号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について

甲賀市附属機関設置条例（平成25年条例第35号）第2条第2項の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

任命日：令和8年4月1日

	氏名	委員の構成	備考
1	出水 良子	関係行政機関の職員	こども政策部 保育幼稚園課

## 【参考資料】

### 甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表（第2条関係）

#### 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員	35人以内	1年

		会が適当と認める者		
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

議案第 55 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第14号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和4年甲賀市教育委員会告示第2号）第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第14号別紙

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

No.	氏名	活動校	備考
1	山崎 紗智子	甲南中部小学校	
2	橋元 恵子	油日小学校	

## 【参考資料】

### 甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 56 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び解任については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第7号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年3月31日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第7号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和7年12月1日から令和9年11月30日まで)

解嘱・解任日：令和8年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	奥嶋 たみ子	学識経験を有する者	健康推進員連絡協議会
2	四谷 さおり	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 甲賀西保育園
3	圖司 直子	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

## 【参考資料】

### 甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 57 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

---

臨時代理第15号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期：令和7年12月1日から令和9年11月30日まで)

委嘱・任命日：令和8年4月1日

	氏名	委員の構成	備考
1	松本 裕子	学識経験者	健康推進員連絡協議会
2	西田 ひとみ	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 あいみらい保育園
3	伴 恵理	関係行政機関の職員	健康福祉部健康医療政策課

## 【参考資料】

### 甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第 58 号

甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 21 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

## 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程案要綱

### 1 改正の理由

甲賀市行政組織及び甲賀市教育委員会事務局組織の機構改編による課の新設との整合等を図るため、規程の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

(1) 甲賀市行政組織及び甲賀市教育委員会事務局組織の機構改編による課の新設等に伴い、共通決裁事項及び個別決裁事項の組織名等に係る規定を改正します。

【別表関係】

(2) この訓令は、告示の日から施行します。

【付則関係】

甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

甲賀市教育委員会事務専決規程（平成20年甲賀市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正案							現行																																														
<p>(教育長の決裁事項)</p> <p>第3条 教育長の決裁事項並びに部長、次長及び課長の専決事項は、別表に定めるもののほか、甲賀市事務専決規程（平成16年甲賀市訓令第3号）を準用する。</p> <p>(決裁手続き及び合議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による合議をしなければならない関係職位は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条、第7条関係）</p> <p>(1) 共通決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の種類</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">決裁権者</th> <th rowspan="2">合議先</th> <th rowspan="2">市長部局の合議先</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長 館長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 教育委員会の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							事務の種類	項目	決裁権者				合議先	市長部局の合議先	教育長	部長	次長	課長 館長等	1	1 教育委員会の							<p>(教育長の決裁事項)</p> <p>第3条 教育長の決裁事項並びに部長、次長及び課長の専決事項は、別表に定めるもののほか、甲賀市事務専決規程（平成16年甲賀市訓令第3号）を準用する。</p> <p>(決裁手続き及び合議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による合議をしなければならない関係職位は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条、第7条関係）</p> <p>(1) 共通決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の種類</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">決裁権者</th> <th rowspan="2">合議先</th> <th rowspan="2">市長部局の合議先</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長 館長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 教育委員会の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							事務の種類	項目	決裁権者				合議先	市長部局の合議先	教育長	部長	次長	課長 館長等	1	1 教育委員会の						
事務の種類	項目	決裁権者				合議先			市長部局の合議先																																												
		教育長	部長	次長	課長 館長等																																																
1	1 教育委員会の																																																				
事務の種類	項目	決裁権者				合議先	市長部局の合議先																																														
		教育長	部長	次長	課長 館長等																																																
1	1 教育委員会の																																																				

事務 の執 行	議決を要する事 項を議案として 提出することの 決定								
	(1) 事務の処 理方針及び計画 で重要なもの の決定	○				教育総 務課長	総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長（ただし、組 織の改編に関するも のに限る。）		
	(2) 所管に属 する機関の設置 及び廃止の計画 の決定	○				教育総 務課長	総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長		
(3) 規則、訓 令、告示及び公 告の制定又は改 廃	○				教育総 務課長	総務課長 総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長（ただし、組 織の改編に関するも			

事務 の執 行	議決を要する事 項を議案として 提出することの 決定								
	(1) 事務の処 理方針及び計画 で重要なもの の決定	○				教育総 務課長	総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長（ただし、組 織の改編に関するも のに限る。）		
	(2) 所管に属 する機関の設置 及び廃止の計画 の決定	○				教育総 務課長	総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長		
(3) 規則、訓 令、告示及び公 告の制定又は改 廃	○				教育総 務課長	総務課長 総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長（ただし、組 織の改編に関するも			



(7) 法定紛争の処理							
ア 訴訟の遂行方針における基本事項の決定	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
イ 仮差押え、仮処分及び支出命令の申立て	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
(8) 審査請求等の処理	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
(9) 行政代執行の決定	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
(略)							
(11) 1件の予定価格が30,000,000円以上（土	○				教育総務課長	総合政策部長、総務部長、総合政策部次長、総務部次長（財政担当）、企画調整	

(7) 法定紛争の処理							
ア 訴訟の遂行方針における基本事項の決定	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
イ 仮差押え、仮処分及び支出命令の申立て	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
(8) 審査請求等の処理	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
(9) 行政代執行の決定	○				教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）、総務課長	
(略)							
(11) 1件の予定価格が30,000,000円以上（土	○				教育総務課長	総合政策部長、総務部長、総合政策部次長、総務部次長（財政担当）、政策推進	

地については、 1件5,000 平方メートル以 上のものに係る ものに限る。) の教育財産の取 得の申出						課長、財政課長、管 財課長
(12) 1件が 50,000, 000円以上の 工事の計画の策 定	○				教育総 務課長	総合政策部長、総務 部長、総合政策部次 長、総務部次長(財 政担当)、企画調整 課長、財政課長
(略)						
(14) 県費負 担教職員の服務 の監督の一般方 針の策定及びそ の他の教育委員 会所属職員の懲 戒	○				教育総 務課長	総務部長、総務部次 長(人事担当)、人 事課長
(15) 教育委 員会の所属職員 の任免	○				教育総 務課長	総務部長、総務部次 長(人事担当)、人 事課長

地については、 1件5,000 平方メートル以 上のものに係る ものに限る。) の教育財産の取 得の申出						課長、財政課長、公 有財産管理課長
(12) 1件が 50,000, 000円以上の 工事の計画の策 定	○				教育総 務課長	総合政策部長、総務 部長、総合政策部次 長、総務部次長(財 務担当)、政策推進 課長、財政課長
(略)						
(14) 県費負 担教職員の服務 の監督の一般方 針の策定及びそ の他の教育委員 会所属職員の懲 戒	○				教育総 務課長	総務部長、総務部次 長(総務担当)、人 事課長
(15) 教育委 員会の所属職員 の任免	○				教育総 務課長	総務部長、総務部次 長(総務担当)、人 事課長

(16) 法令又は条例に定めのある教育機関の委員の委嘱、任免又は解嘱	○					教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）
(略)							
4 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達							
(1) 特に重要なもの	○					教育総務課長	総合政策部長、総合政策部次長（ <u>企画調整担当</u> ）、 <u>企画調整課長</u> 総務部長、総務部次長（ <u>財政担当</u> ）、財政課長（ただし、予算を伴うものに限る。）
(2) 重要なもの		○				教育総務課長	総合政策部長、総合政策部次長（ <u>企画調</u>

(16) 法令又は条例に定めのある教育機関の委員の委嘱、任免又は解嘱	○					教育総務課長	総務部長、総務部次長（総務担当）
(略)							
4 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達							
(1) 特に重要なもの	○					教育総務課長	総合政策部長、総合政策部次長_____ _____ <u>、政策推進課長</u> 総務部長、総務部次長（ <u>財務担当</u> ）、財政課長（ただし、予算を伴うものに限る。）
(2) 重要なもの		○				教育総務課長	総合政策部長、総合政策部次長_____ _____





類			育	長	長	長		
			長			館長等		
教育	(略)							
総務課	3 職員等の任免に関する事務	1 嘱託員の任免	○					総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長
		2 採用、昇任、降任、配置換え及び退職の承認の決定	○					総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長
		3 会計年度任用職員の雇用、解雇及び配置の決定		○				
4	1 採用試験実施の決定	○						総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長

類			育	長	長	長		
			長			館長等		
教育	(略)							
総務課	3 職員等の任免に関する事務	1 嘱託員の任免	○					総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長
		2 採用、昇任、降任、配置換え及び退職の承認の決定	○					総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長
		3 会計年度任用職員の雇用、解雇及び配置の決定		○				
4	1 採用試験実施の決定	○						総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長

用に関する事務	2 合格者の承認	○						総務部長、 <u>総務部次長</u> （人事担当）、人事課長
5 給与に関する事務	1 初任給の決定		○					総務部長、 <u>総務部次長</u> （人事担当）、人事課長
	2 普通昇給及び昇格の決定		○					総務部長、 <u>総務部次長</u> （人事担当）、人事課長
	3 特別昇給及び昇格の決定	○						総務部長、 <u>総務部次長</u> （人事担当）、人事課長
	4 勤勉手当支給率の決定	○						総務部長、 <u>総務部次長</u> （人事担当）、人事課長
	(略)							
6 決定控除、給与の <u>差押え</u> 等々の給与からの控除の				○				人事課長

用に関する事務	2 合格者の承認	○						総務部長、 <u>総務部次長</u> （総務担当）、人事課長
5 給与に関する事務	1 初任給の決定		○					総務部長、 <u>総務部次長</u> （総務担当）、人事課長
	2 普通昇給及び昇格の決定		○					総務部長、 <u>総務部次長</u> （総務担当）、人事課長
	3 特別昇給及び昇格の決定	○						総務部長、 <u>総務部次長</u> （総務担当）、人事課長
	4 勤勉手当支給率の決定	○						総務部長、 <u>総務部次長</u> （総務担当）、人事課長
	(略)							
6 決定控除、給与の <u>差し押さえ</u> 等々の給与からの控除の					○			人事課長

	決定						
6 分限 及び 懲戒 に関 する 事項	1 心身の 故障によ る休職及 び復職の 承認						
	(1) 課 長補佐相 当職位以 上の職位	○					総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
	(2) (1)に 掲げる職 位以外の 職位		○				総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
	2 前項の 分限処分 の決定	○					総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
3 懲戒処 分の決定	○						総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
7 職員	1 職員の 賠償責任	○					総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人

	決定						
6 分限 及び 懲戒 に関 する 事項	1 心身の 故障によ る休職及 び復職の 承認						
	(1) 課 長補佐相 当職位以 上の職位	○					総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
	(2) (1)に 掲げる職 位以外の 職位		○				総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
	2 前項の 分限処分 の決定	○					総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
3 懲戒処 分の決定	○						総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
7 職員	1 職員の 賠償責任	○					総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人



等の従事の許可							
(1) 課長補佐相当職位以上の職位	○					総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長	
(2) (1)に掲げる職位以外の職位		○				総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長	
4 召喚等に応ずる許可							
(1) 課長補佐相当職位以上の職位	○					総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長	
(2) (1)に掲げる職位以外の職位		○				総務部長、 <u>総務部次長 (人事担当)</u> 、人事課長	

等の従事の許可							
(1) 課長補佐相当職位以上の職位	○					総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長	
(2) (1)に掲げる職位以外の職位		○				総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長	
4 召喚等に応ずる許可							
(1) 課長補佐相当職位以上の職位	○					総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長	
(2) (1)に掲げる職位以外の職位		○				総務部長、 <u>総務部次長 (総務担当)</u> 、人事課長	

(略)							
9	1 育児休業の許可		○				総務部長、 <u>総務部次長（人事担当）</u> 、人事課長
10	1 介護休暇の承認		○				総務部長、 <u>総務部次長（人事担当）</u> 、人事課長
11	1 組合休暇の承認		○				総務部長、 <u>総務部次長（人事担当）</u> 、人事課長
12	1 交渉についての						

(略)							
9	1 育児休業の許可		○				総務部長、 <u>総務部次長（総務担当）</u> 、人事課長
10	1 介護休暇の承認		○				総務部長、 <u>総務部次長（総務担当）</u> 、人事課長
11	1 組合休暇の承認		○				総務部長、 <u>総務部次長（総務担当）</u> 、人事課長
12	1 交渉についての						

員団 体に 関す る事 務	決定							
	(1) 重 要なもの	○						総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
	(2) 軽 易なもの		○					総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
1 3 公 務災 害補 償に 関す る事 務	1 教育委 員その他 非常勤の 職員の公 務上及び 通勤上の 災害の認 定		○					総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長
	2 非常勤 職員の公 務災害補 償に關す る条例等 に基づく 補償の決 定及び変		○					総務部長、 <u>総務部次 長（人事担当）</u> 、人 事課長

員団 体に 関す る事 務	決定							
	(1) 重 要なもの	○						総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
	(2) 軽 易なもの		○					総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
1 3 公 務災 害補 償に 関す る事 務	1 教育委 員その他 非常勤の 職員の公 務上及び 通勤上の 災害の認 定		○					総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長
	2 非常勤 職員の公 務災害補 償に關す る条例等 に基づく 補償の決 定及び変		○					総務部長、 <u>総務部次 長（総務担当）</u> 、人 事課長

	更								
	3 第三者 行為に係 る損害賠 償の請求 の決定及 び変更	○							総務部長、総務部次 長（人事担当）、人 事課長
(略)									
1 6 退 職勸 奨に 関す る事 務	1 退職勸 奨の実施 基準の決 定	○							総務部長、総務部次 長（人事担当）、人 事課長
1 7 市 教育 行政 の総 合企 画及 び総	1 各種事 業実施計 画の総合 調整		○						総合政策部次長（企 画調整担当）、企画 調整課長

	更								
	3 第三者 行為に係 る損害賠 償の請求 の決定及 び変更	○							総務部長、総務部次 長（総務担当）、人 事課長
(略)									
1 6 退 職勸 奨に 関す る事 務	1 退職勸 奨の実施 基準の決 定	○							総務部長、総務部次 長（総務担当）、人 事課長
1 7 市 教育 行政 の総 合企 画及 び総	1 各種事 業実施計 画の総合 調整		○						総合政策部次長____ ____、政策 推進課長

合調整に関する事務										
	18 奨学援助に関する事務	1 甲賀市 奨学資金 給付の決定	○							
学校教育課	(略)									
	2 通学に関する事務	1 就学指 定校変更 及び区域 外就学の 承認				○				
	3 就学援助に関する	1 要保 護・準要 保護の認 定	○							

合調整に関する事務										
学校教育課	(略)									
	2 通学に関する事務	1 就学指 定校変更 及び区域 外就学の 承認				○				
	3 就学援助に関する	1 要保 護・準要 保護の認 定	○							

する 事務	2 特別支 援教育就 学奨励費 支給区分 の決定	○							
	4 学齢 簿の 編成 保管 に関 する 事務	1 学籍の 異動			○				
	2 他市町 村との協 議			○					

する 事務	2 特別支 援教育就 学奨励費 支給区分 の決定	○							
	3 甲賀市 奨学資金 給付の決 定	○							
4 学齢 簿の 編成 保管 に関 する 事務	1 学籍の 異動			○					
	2 他市町 村との協 議			○					
5 教職 員住 宅に 関す る事 務	1 入居者 の決定	○							

5 教育 実習 に関 する 事務	1 教育実 習の承認				○				
6 特別 支援 教育 に関 する 事務	1 県教育 委員会へ の特別支 援学級新 設及び増 設の内申	○							
7 教育 実習 に関 する 事務	1 教育実 習の承認				○				
8 教育 支援 セン ター	1 教育支 援センタ ー入所の 承認	○							

6 教育 実習 に関 する 事務	1 教育実 習の承認				○				
7 特別 支援 教育 に関 する 事務	1 県教育 委員会へ の特別支 援学級新 設及び増 設の内申	○							
8 教育 実習 に関 する 事務	1 教育実 習の承認				○				
9 教育 支援 セン ター	1 教育支 援センタ ー入所の 承認	○							

	に関する事務																	
社会 教育 課	1 公民館に関する事務	1 自主活動団体の登録認可					○											
		2 使用料の減免認可																
		(1) 重要なもの					○											
		(2) 軽易なもの						○										
2	(略)																	
図書館に関する事務	5 図書館の情報システムを管理すること						○											情報政策課長

	に関する事務																	
社会 教育 スポーツ 課	1 公民館に関する事務	1 自主活動団体の登録認可						○										
		2 使用料の減免認可																
		(1) 重要なもの							○									
		(2) 軽易なもの								○								
2	(略)																	
図書館に関する事務	5 図書館の情報システムを管理すること							○										情報政策課長
学校施設 の開設	1 学校施設開放における施設の管理																	

文化 スポ ーツ 課	1 学校 施設 の開 放に 関す る事 務	1 学校施 設開放に おける施 設の管理 に関する こと							
		(1) 重 要なもの		○			校長		
		(2) 軽 易なもの			○		校長		

放 に 関 す る 事 務	に関する こと						
	(1) 重 要なもの		○			校長	
	(2) 軽 易なもの			○		校長	

付 則

この訓令は、告示の日から施行する。